

2019年4月4日

呼吸用保護具の型式検定申請者各位

検定手数料の改定に伴う更新検定時の図面変更について

公益社団法人 産業安全技術協会
検定部長

拝啓

貴社ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は当協会の検定業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、4月1日より、検定手数料の見直しが行われ呼吸用保護具の検定申請者様に関わる手数料箇所につきましては下記に示す解釈で更新検定時の図面変更を受付致しますので確認頂けますようよろしくお願いいたします。

申請者におかれましては、引き続き当協会の検定業務にご理解とご協力頂けますようよろしくお願いいたします。

敬具

1. 合格標章のカギ括弧について

基発 1128 第 7 号（平成 26 年 11 月 28 日）の中で様式第 11 号（3）関係について合格標章の記載方法が示され、種類についてはカギ括弧なしで記載するように明示された経緯から、従来、防じんマスク及び防毒マスクの合格標章の記載につきましては、防じんマスクの種類を直結式は「直」、隔離式は「隔」、使い捨て式は「捨」、防毒マスクの種類を直結式は「直」、隔離式は「隔」、直結式小型は「直小」とカギ括弧を付けて記載している図面に対し、検定更新時に合格標章の図面はカギ括弧のついていない図面への変更をお願いしてまいりましたが、今まで一定期間行ってまいりました当協会の説明により申請者の皆様には十分ご理解をいただけたものと理解し、今般の料金改定に伴い、今後の更新検定の申請図面に關しましてはカギ括弧が付いている場合でも、付いていないものと読み替えることに致しましたのでご連絡いたします。今後はカギ括弧のみの図面変更は不要となりますのでよろしくお願い致します。

2. 合格標章の数、及び大きさによる記載事項について

基発 0426 第 4 号（平成 30 年 4 月 26 日）「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行及び防じんマスクの規格の適用について」の対応方針として平成 30 年 5 月 22 日及び 6 月 28 日付けでお知らせし、変更のない更新検定において、合格標章の数および大きさによって性能に影響を及ぼす可能性がないと確認できない場合には、図面に“標章の数、及び大きさによって性能に影響を及ぼさない範囲”を追記した図面への変更をお願いしてまいりましたが、今まで一定期間行ってまいりました当協会の説明により申請者の皆様には十分ご理解をいただけたものと理解し、今般の料金改定に伴い、今後は性能に関する表記を追記していない場合でも、性能に影響を及ぼさない範囲内に表示を行うものと見なすことと致しましたのでご連絡いたします。今後は性能に関する表記のみの図面変更は不要となりますのでよろしくお願い致します。